特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	海南市　国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
海南市は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
和歌山県海南市長

公表日
令和5年12月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算、外来年間合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1.国民健康保険（資格）システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(＊)」という。） ＊国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5.医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
1.国保給付ファイル 2.宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）　第9条第1項、別表第一の第30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）　第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第25条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法　附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部　保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所　総務部　総務課 〒642-8501　和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL　073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所　くらし部　保険年金課 〒642-8501　和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL　073-483-8404

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	岡田　慎司	中納　亮介	事後	所属長の変更によるもので重要な変更に当たらない。
平成29年5月16日	Ⅰ-1-②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、海南市国民健康保険被保険者に保険給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 保険給付に関する申請書の確認 保険給付の支給に係る確認	国民健康保険法等に基づき、海南市国民健康保険被保険者に保険給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 保険給付に関する申請書の確認 保険給付の支給に係る確認 県単位で世帯の高額療養費支給該当状況を集約管理するための情報連携	事前	重要な変更よるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
平成29年5月16日	Ⅰ-1-③システムの名称	1.国保給付管理システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア	1.国保給付管理システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.次期国保総合システム 5.国保情報集約システム	事前	重要な変更よるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
平成29年11月6日	Ⅰ-7請求先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市役所の位置の変更によるもので重要な変更に当たらない。
平成29年11月6日	Ⅰ-8連絡先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市役所の位置の変更によるもので重要な変更に当たらない。
平成31年4月1日	Ⅰ－５－②所属長の役職名	中納　亮介	保険年金課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅱ－１－いつの時点の計数か	平成27年3月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	Ⅱ－１－いつの時点の計数か	平成27年3月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	－	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年1月1日	Ⅱ－１－いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年1月1日	Ⅱ－１－いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	再実施に伴う時点更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月28日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報照会の根拠 番号法第19条7号 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号		デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に係る 特定個人情報保護評価書の記載内容の修正について
令和3年7月28日	Ⅱ－1－いつの時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	見直しに伴う時点更新のため
令和3年7月28日	Ⅱ－2－いつの時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	見直しに伴う時点更新のため
令和5年12月1日	Ⅰ-1－③システムの名称	1.国民健康保険（資格）システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.次期国保総合システム 5.国保情報集約システム 6.医療保険者等向け中間サーバー等	1.国民健康保険（資格）システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア 4.国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。） ＊国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5.医療保険者等向け中間サーバー等	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
令和5年12月1日	Ⅰ-3-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第24条 ＜オンライン資格の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用津に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第2条、第25条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用津に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第25条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法　附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	重要な変更によるものではないが、必要なシステム改修を行うまでに提出することから、事前とする。
令和5年12月1日	Ⅱ－１－いつの時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	見直しに伴う時点更新のため
令和5年12月1日	Ⅱ－２－いつの時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	見直しに伴う時点更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明